

高教組速報

(人事特集号)

2014年度
第5号

2014年10月2日
文責 馬場 隆

今年度の人事異動の作業は、10月3日の校長会以降、各学校の職員会議で説明が行われ、その後、意向調書の提出、校長によるヒアリングが行われる予定です。

この人事作業の開始に先立って、高教組は9月2日に人事異動の基本方針

や意向調書などについての要求書を提出し、昨日、交渉を行いました。

この交渉及び昨年までの交渉などから、意向調書の記入やその後の人事作業にかかわって、教職員の皆さんに知っておいていただきたいポイントについて、お知らせします。

例年以上に丁寧なヒアリングを求めましょう

今年度は、人事異動基本方針が改定された初年度であり、例年以上に丁寧なヒアリングが必要です。高校では、異動対象が「同一校勤務6年以上」から「4年以上」になったことにもなっており、異動対象者が増加します。また、国体開催期間とも重なることから、十

分なヒアリングの時間を確保することが大きな課題となります。

昨日の交渉で県教委も「特に今年の方針の改正もあっているので、国体でバタバタしている期間ではあるが、できるだけ時間をとってやってください」と言っている」と回答しています。

地区が変更になる地域の勤務の読み替えは、原則として今回のみ、意向調書の記入には十分な注意と確認を

高教組の交渉によって、今回の異動方針の改定で地区の扱いが変更になる地域(平戸市・松浦市・西海市・南島原市・東彼杵郡)の高校(募集停止になった学校等も含む)の勤務については、新しい方針の地区で扱うのか、これまでの地区で扱うのかを本人の希望で決められることになりました。具体的には、今回配付される、意向調書記入についての留意事項のプリントで説明さ

れています。

地区の「読み替え」については、原則として今回だけとされ、今後の地区の扱いが確定しますので、意向調書の記入には十分な注意と確認が必要です。

※特別支援学校の北松分教室・南串山分教室・みさかえ分校の勤務については、他地区から赴任した場合の第4地区への読み替えは、現在及び過去の勤務者についても適用されます。

第六地区希望の具体的内容は、ヒアリングと意向調書で明確に

第六地区への希望について県教委は「南島原市と書いている人を平戸市」という発想はない」と回答するとともに、「佐世保在住の人は平戸市と西海市の両方の可能性があるのでヒアリン

グで確認する」としています。

「平戸だけ」等の希望の具体的内容については、ヒアリングや意向調書裏面の「人事異動に関する希望・意見」などで明確にしておく必要があります。

商業については第四地区満了者の再度の第四地区勤務の可能性がります

商業をはじめとするいくつかの教科については、これまでも「第四地区を満了した人にもう一度第四地区に行ってもらわないといけない状況がある」という話がでていましたが、この問題について高教組は、具体的な数字を示しての説明を県教委に求めています。その結果、商業については、現在の第四地区の教諭の人数(23人)に対して、第四地区未経験や中断の人及び5年以内の定年退職該当者が相当少なく、もう一度第四地区に行く人がいなければ、6年で第四地区から戻ってくるのが難しい状況にあることが明らかにされました。こうした事態になったことについての県教委の人事行政の責任が追及されなければなりません。が、「再度の第四地区勤務」が強行される可能性は否定できません。

一般的に行われるものではない

県教委は「再度の第四地区勤務は異動方針の変更ではなく、『人事行政上の必要』による扱いの問題」と説明しており、仮に「再度の第四地区勤務」が出た場合も、それが他の教科も含めて

一般的に行われるようになるということではありません。県教委は、「そうならないよう極力努力するが、どうしてもお願いしなければならない可能性がある場合は、その年度の人事異動の説明の際に、該当教科を明らかにしてお願いする」としています。

一定の人事上の特別措置

高教組は、「再度の第四地区勤務」の場合は、人事面・給与面での特別措置が必要だと要求していました。これに対して県教委は、次のような人事上の特別措置を示しています。

勤務年数は3年とし、その3年の勤務で本人が申告する他地区を満了したものとする。

この特別措置については、商業に限定したものではなく、他の教科で「再度の第四地区勤務」を希望した場合も適用されることになっています。

高教組は、個々の事情を無視して「再度の第四地区勤務」を強要しないことを求めるとともに、給与面での特別措置も、引き続き要求していく予定です。

☆下記の項目は従来から県教委に確認している内容です

○「特殊事情説明書」は、希望する人は誰でも出すことができる。

○10月以降でも、人事の相談には誠実に対応するよう校長に話している。

「意向調書」や学校独自の「希望調査書」「特殊事情説明書」等はコピーして保存を

重点・課題人事に該当する組合員の方は調査票の提出を

高教組は毎年、定期大会で決定した項目に該当する場合は、本人の希望によって、個人名を出して県教委と交渉することになっています。昨年度も12人について、「重点・課題人事」として、

本人の希望の実現を求め、10人については希望の範囲内で実現しました。今年度も希望調査を実施しますので、「重点・課題人事」に該当する組合員の方は調査票を提出してください。

「希望と納得の人事」を実現するために あなたも高教組へ